

欧米諸国の市中貸出規制

〔要 旨〕

近年欧米諸国においては、金融引締めに際して、市場のメカニズムを通ずる伝統的金融政策手段とあわせて、市中貸出の直接規制を実施する傾向が目だってきた。これは、伝統的金融政策手段では、国際短資の影響などから引締め効果がじゅうぶんにあがらなかったり、間接的な方法では時間がかかりすぎて、政策目的が達成されにくかったりする場合、あるいはこれ以上引締めを強化すれば金融市場に大きな混乱が生ずるおそれがある場合などに、伝統的金融政策手段を補完する手段として採用されている。

市中貸出規制は量的信用調節手段であり、一般になんらかの強制力を備えている。また、伝統的金融政策手段に比較して、速効性と確実性という大きな利点を有しているが、伝統的引締め手段の裏付けがなければ単独では効果を収めがたい。

この市中貸出規制はきわめて強力ではあるが、市場経済、自由経済を基盤として運営されている金融界に、直接統制的方式を持ち込むものだけに弊害も少なくない。しかし、最近の欧米諸国の実情からみれば、今後も景気過熱期には必要に応じて市中貸出規制が発動される可能性は大きく、金融引締めの補完的手段として、制度的に定着しつつあるよううかがわれる。

〔目 次〕

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. は し が き 2. 規制導入の背景 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伝統的政策手段自体の問題点 (2) 金融市場混乱の回避 (3) 国際短資移動の影響 3. 規制の内容と特色 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般に量的な信用調節手段であること (2) 一般に短期的な措置として行なわれていること (3) 一般に伝統的手段を補完するものとして考えられていること (4) 規制の根拠いかににかかわらず、なんらかの強制力を備えていること | <ol style="list-style-type: none"> (5) 規制の方法は、貸出残高シェア固定方式が中心であること 4. 規制の効果、限界および問題点 <ol style="list-style-type: none"> (1) 規制の効果 (2) 規制の限界 (3) 規制についての問題点 <ol style="list-style-type: none"> イ、規制の弊害 ロ、規制運用上の困難 5. 規制に対する評価 |
|--|---|

付表 欧米諸国の市中貸出規制一覧

1. は し が き

欧米諸国においては、1950年代はじめの、いわゆる「通貨政策の復活」以来、市場のメカニズムを通ずる金融政策が尊重されてきているが、近年の景気過熱期における各国の金融政策の運営状況をみると、このような市場のメカニズムを通ずる政策手段と並んで、市中銀行の貸出増加を直接抑制する措置、すなわち市中貸出規制^{(注1)(注2)}を、必要に応じて補完的に使用する傾向が一般化している。たとえば、国によって内容は異なるものの、英国、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、スイス、オーストリア、ノルウェー、フィンランドなどが、金融政策の重要な一手段として^(注3)、なんらかの形で市中貸出規制を実施している。また西ドイツにおいても、最終的には議決に至らなかったものの、市中貸出規制を制度化する法案^(注4)が昨年国会に上程された。さらに、従来伝統的金融政策手段を最も機能的に運営してきた米国においてさえ、昨年、連邦準備制度当局が、各加盟銀行に対し事業貸出の抑制を要請するという事例がみられるに至った。

本稿は、このような欧米諸国の市中貸出規制の実態を取りまとめ、規制導入の背景、規制の内容

と特色、規制の効果、限界と問題点、および規制の評価、などについて考察しようとするものである。

2. 規制導入の背景

伝統的な考え方に立てば、中央銀行の金融政策は、もっぱら市中銀行の準備ポジションないしは市中金利の調節を通じて行なわれるものとされている^(注5)。つまり、市中銀行の準備ポジションないしは市中金利の変化が、市中銀行の貸出と投資水準を変化させ、さらにこれが企業および個人のビヘイビアの変化を通じて最終的には生産、雇用、物価、国際収支などに影響を及ぼすものと考えられているのである。ところが、市中貸出規制は、市中銀行の準備ポジションないしは市中金利の調整というワン・クッションを省略し、本来なら市中銀行の自主的な決定にゆだねられるはずの貸出と投資(特に貸出)の水準を、中央銀行が直接指示するものである。このように直接的な手段が採られるようになったのは、一体いかなる事情によるものであろうか。以下にそれを考察することにしよう。

(1) 伝統的政策手段自体の問題点

市中貸出規制の導入を必要ならしめた理由として第1にあげられるのは、伝統的政策手段(公開

(注1) ここにいう市中貸出規制とは、中央銀行が、法律上の権限、市中銀行との協定、道義的説得などに基づいて、直接、市中銀行の貸出を抑制する措置をいう。現在わが国で行なっている貸出増加額規制がこれに該当する。

(注2) 「市中貸出規制」という用語は、欧米諸国においても確定しておらず、次のようにいろいろの表現が使われている。

Quantitative restrictions on domestic credit (IMF年報)

Direct quantitative limitations on bank credit expansion (米国連邦準備制度理事会月報)

Kreditplafondierung = 信用供与限度規制(西ドイツの場合)

Limitation des concours bancaires = 銀行貸出規制(フランスの場合)

Kreditrichtlinien = クレジットライン(スイスの場合)

(注3) 近年、欧州諸国において市中貸出規制が重要な役割を演じているという点については、米国の連邦準備制度当局もつとに指摘している。

Board of Governors of the Federal Reserve System, *Federal Reserve Bulletin*, September 1966 参照。

(注4) 「景気安定化法案」および「経済安定・成長促進法案」。日本銀行調査局、調欧米特第1号「西ドイツの経済安定・成長促進法」参照。

(注5) Board of Governors of the Federal Reserve System, *The Federal Reserve System, Purposes and Functions* (Washington, D.C.: Federal Reserve System, 1961), Chapt. VII.

アメリカ通貨信用委員会著、日本銀行調査局訳「通貨と信用」第3章。

「ラドクリフ委員会報告」第6章。

市場操作、準備預金制度、公定歩合政策)自体の問題点である(注6)。もちろん、欧米諸国においては、伝統的手段が、市場経済、自由経済の論理に基づいたものであり、かつ政策手段としても依然強力な効果を有しているだけに、いまでも重視されていることに変わりがない。しかし、伝統的手段の運用には以下に述べるように限界があるほか、時間がかかりすぎて確実な効果を予測しえないという欠点もあるため、これを補完するものとして直接的な効果を有する市中貸出規制が導入されることになるわけである。

まず公開市場操作についてみると、欧米諸国において実際にこれを活用している国は必ずしも多くはない。なんとすれば、公開市場操作は、伝統的政策手段の中で最もフレキシブルで、きめの細かい金融調節を行なうことができるが、それが有効に機能するためには金融市場そのものが整備されていなくてはならない。このため、米国および英国においては公開市場操作が金融政策の中心的役割を果たしており、西ドイツおよびオランダにおいてもかなりの程度活用されている。しかしその他の諸国では、公開市場操作を行なう市場の基盤がじゅうぶん発達していないため、公開市場操作(または類似の取引)は一時的ないし小規模に行なわれているにすぎない。

また、支払準備制度の発動は、市中銀行の準備ポジションに直接きわめて強力な影響を及ぼすが、実際問題としては、あまりに強力なるがゆえにその発動はひんぱんに行ないえず(とくに準備率上げの場合)、市中銀行準備ポジションのすう勢的な変動(たとえば国際収支の大幅な黒字)に対して影響を与える必要がある場合などに限定されざるをえない(もっとも、西ドイツにおいては本年にはいって景気停滞が予想外に深刻化したため、準

備率引下げがかなりひんぱんに行なわれている)。

結局、公開市場操作の行ないがたい多くの国においては、事実上公定歩合政策に依存する度合いが大きくなる。もちろん公定歩合は、それが金融政策の方向を示すものだけに、金融市場に対して強い影響を及ぼす。ただ、公定歩合と市中金利との連動性は総じてかなり密接であるが、市中金利の変動に対して企業の資金需要がどの程度敏感に反応するかについては問題なしとしない。特に国民経済全般にわたって需要圧力がきわめて強く、かつその傾向が今後も相当期間にわたって持続するであろうと予想される場合には、企業の資金需要が公定歩合の引上げないしは市中貸出金利の上昇に応じて、簡単に鎮静化するとはかぎらず、市中銀行の貸出は容易に抑制されないことが多い。

最後に、これら伝統的手段は、いずれも市中銀行の準備ポジションないし市中金利の調節というワン・クッションを置いて市中銀行の貸出に影響を与えようとしているだけに、その効果の波及には時間がかかり、また前もってどの程度の効果があるか正確に予測しがたいというらみがあるという点もしばしば指摘されるところである。

このように、伝統的政策手段にも種々の問題がある。したがって景気の過熱、物価の上昇、国際収支の悪化などの状況に照らして、単にこれだけを使用しているのでは効果がじゅうぶんでないとか、あるいは迅速かつ確実でないとか判断される場合に、市中貸出規制が導入されるわけである。

(2) 金融市場混乱の回避

市中貸出規制導入の背景として次にあげられるのは、金融市場の混乱をできるだけ小さなものにとどめたいという政策的要請である。

ここ数年欧米諸国においては、政府支出、個人消費、設備投資などを中心とする需要の圧力がき

(注6) 各国の金融政策については、前掲書(注5)のほか、EEC通貨委員会著、日本銀行調査局訳「EECの金融政策」を参照。

わめて強く、金融面でもこれを映じて資金需給はひっ迫、金利も大幅な上昇を示すに至った。これに対して、多くの国では、財政面からの引締め措置が遅れたため、ひとり金融政策に過重な負担が強いられる結果になった。このような事態の下で、中央銀行が伝統的政策手段のみによって総需要抑制という政策目標を達成しようとするれば、市中銀行の準備ポジションを極度に圧縮し、市中金利を大幅に引き上げる必要があった。しかしこのような強度の金融引締めは、市中銀行貸出の抑制という効果を生むより前に、金融市場の機能を事実上まひさせ、大きな混乱を招くおそれがあった。このため、伝統的政策手段に並行して、中央銀行が直接的に市中銀行の貸出規制を行なった方がより弊害が少ないという認識が、多くの国において漸次一般化するようになった。たとえば、昨年夏、**米国**においては、強度の金融ひっ迫、金利の高騰の結果、貯蓄型金融機関からの資金流出や、商業銀行などの債券投売りなどの現象をみるに至った。連邦準備制度当局は、伝統的な政策手段による引締めをこれ以上強化した場合には、商業銀行の貸出抑制を達成する前に、むしろ貯蓄型金融機関の経営破たん、公社債市場の崩壊など、金融市場に大きな混乱をひきおこすおそれがあると判断したため、商業銀行の貸出に対して直接的な指導を開始することにした(注7)。

(3) 国際短資移動の影響

市中貸出規制導入を必要ならしめた理由として最後にあげられるのは、国際短資移動によって伝

統的金融政策の機能、政策効果が少なからず阻害されていることである。1958年末西欧諸国通貨の交換性が回復されたため、金利裁定による国際短期資金の移動がきわめて活発になった。その結果、たとえば国内の景気が過熱化したときに、これを鎮静化するために公定歩合を引き上げたり、売りオペレーションを強化して金融を引き締めたりすると、国際短期資金が流入して引締め効果を減殺する動きが生じてきた。特にその国が小国であり、その経済が開放的であればあるほど、国際短資移動が伝統的金融政策の効果を弱めることとなる。欧米諸国においては、国際短資移動の金融市場に及ぼす影響を中和するため、種々の措置が講じられているが(注8)、これを全く遮断することは実際問題としてはむずかしい。スイス、オランダ、オーストリア、フランスなどでは、こうした事情もあって市中貸出規制に依存することになったといわれている。

3. 規制の内容と特色

欧米諸国の市中貸出規制の概要は付表(pp. 10~17)のとおりであるが、ここにその特色をとりまとめてみると、次のようなことがいえよう。

(1) 一般に量的な信用調節手段であること

市中貸出規制は、一般に市中銀行の貸出総量の伸びを押えることを内容としており、貸出先または貸出内容による差別は問題にしていない。したがってこれは質的(選択的)規制ではなく、量的な信用調節手段であるということが出来る。一部の

(注7) ニューヨーク連邦準備銀行ヘイズ総裁は、この間の事情を次のように説明している。

「夏のなかごろから、われわれは金融引締めも限界に近づいていることを感ずるようになった。金利が歴史的にみて異常な高さになっているため、信用危機のおそれますます現実的に感じられるようになってきたからである。……もし、われわれが銀行の準備ポジションをさらに引締めていたとしたら、現在われわれにとっても金融市場にとっても大きな問題となっている金利のエスカレーションをもっと大きくしたであろう。……連邦準備制度としては、金融市場に混乱がおきたり金融機関の健全性を阻害するような動きが生じないように努力する責任を自覚している。……われわれは、銀行が市場で吸収されえないほどの証券売却を行なって、貸出に必要な資金を調達していることを知っていた。われわれが9月1日に書簡を発送したのは、このような事態を憂慮していたからである。」(1966年11月9日、ダラスにおける講演)

(注8) たとえば、西ドイツ、スイス、イタリアなどで銀行の海外短資取入れに対する量的規制、非居住者預金に対する付利禁止・高率支払準備強制、中央銀行の先物為替市場介入等の措置がとられた。

国においては、中央銀行が市中貸出規制を行なうに際して、特定の貸出を優遇ないしは抑制するよう要請している事例もあるが、本来のねらいは信用総量の伸びを押えるところにあり、これによって積極的に信用の配分を規制しようとするものではない。たとえば、昨年、米国において各連邦準備銀行総裁が加盟銀行頭取あてに事業貸出を抑制するよう書簡で要請したが、これは貸出増加の中心たる事業貸出を特に強調したにすぎず、意識的に他の貸出と差別したのではないとされている。

(2) 一般に短期的な措置として行なわれていること

市中貸出規制は、後述するように市場のメカニズムを無視し、銀行間の自由な競争を否定するものであって、本質的に市場経済、自由経済の論理とは相いれないものである。したがって、欧米諸国の市中貸出規制は、多くの場合期間を限って一時的な措置として実施されている。たとえば、米国、英国、フランス、イタリア、ベルギーなどでは、金融引締めが必要がなくなったときには直ちに規制が解除されており、西ドイツの景気安定化法案の場合でも、規制期間は最長1年(ただし1年延長可)と限定されている。

もっとも他方では、市中貸出規制を恒常的に実施している国もないではない。たとえばオランダ、スイス、オーストリア、ノルウェーなどでは、かなり長期間(たとえば、ノルウェーでは1951年以降)にわたって規制が行なわれている。

一般的にいえば、金融市場が発達し、伝統的金融政策が機能しやすい国ほど市中貸出規制の短期的性格が濃厚であり、逆に金融市場がじゅうぶんに発達していない国では、市中貸出規制が長期化する傾向が強いといえよう。

(3) 一般に伝統的手段を補完するものとして考えられていること

市中貸出規制は、一般に、伝統的手段がじゅう

ぶん機能を果たしにくくなったときに、その機能を補完するため利用されている。

たとえば、米国においては、金融政策は *im-personal basis* で行なうべきであり、単に道義的説得であっても直接市中貸出を規制することは望ましくないとされている。昨年の連邦準備銀行の加盟銀行に対する書簡も、公定歩合、公開市場操作、支払準備制度等の伝統的政策手段がすべてとられたのち、その機能を補完するために出されたものである。また、西ドイツの景気安定化法案、スイスの国民銀行法改正案などでは、いずれも規制発動の条件として、他の政策手段のみでは目標達成に不じゅうぶんと認められる場合に限る旨が明記されている。その他、フランス、イタリア、ベルギー、オーストリア、フィンランドなどにおいても補完的な色彩が強いが、ただオランダ、ノルウェー(ただし65年以前)などではむしろ中心的な政策手段と考えられている。

(4) 規制の根拠いかにかわらず、なんらかの強制力を備えていること

市中貸出規制は、法律や、中央銀行・市中銀行間の協定に基づいて実施される場合と、こうした法律や協定なしに、中央銀行の指示ないし道義的説得という形で行なわれる場合とがあるが、いずれにせよ普通なんらかの強制力を有している。ただ、総じていえば、法律ないし協定による場合は、規制違反銀行に対する罰則規定、たとえば中央銀行に対する無利子の強制預金、あるいは罰金などが明示されているのに対し、法律や協定なしに実施される場合は、中央銀行貸出と関連づけられていることが多い。

米国、フランス、イタリア、ベルギー、フィンランドなどにおいて、中央銀行が、法律や協定によらないで市中貸出規制の効果をあげ、またはあげようと考えているのは、中央銀行が対市中銀行貸出の窓口操作によって、規制違反銀行に対する

制裁、規制遵守銀行に対する優遇などの措置をとるからであろう。特にフランス、イタリア、フィンランドなどは市中銀行の中央銀行依存度が高いため、中央銀行貸出窓口を通ずる指導が行ないやすく、またベルギーでも、中央銀行依存度そのものは決して高くないものの恒常的な依存関係があるために、中央銀行の要請がよく遵守されるとみられている。米国の場合は、市中銀行の中央銀行依存度が低いため、強い強制力をもつとはいいたいが、それでもなお、公定歩合が市場金利に対して低めに決められているときに、規制に協力する銀行が中央銀行貸出窓口において有利な取扱いを受けるということは、市中銀行に規制を遵守させるうえでかなり効果があるものと思われる。なお、中央銀行貸出窓口における配慮は、具体的には中央銀行貸出限度額の操作、貸出金利の差別^(注9)、貸し応じの態度など、いろいろな形がとられるが、いずれにせよこのような形でのプレッシャーが許されるのは、中央銀行貸出が市中銀行にとって「権利」(right)ではなく「特典」(privilege)であるという考え方が徹底しているからにはほかならない。

オランダ、スイス、ノルウェーなどにおいては、法律ないし中央銀行・市中銀行間の協定に基づいて貸出規制を行なっているが、これは市中銀行の中央銀行依存度が非常に低く、このため法律ないし協定による規制が必要になったのではないと思われる。

なお英国においては、英蘭銀行は法律によって市中銀行に対する指示権を与えられているが、実際には指示権を発動せず、中央銀行・市中銀行間の紳士協定によって貸出規制を行なっている。これは、市中銀行にとって、もし英蘭銀行の要請に従わなければ、指示権発動によっていやおうなしに行政的統制の下におかれるおそれがあること

ほかに、英蘭銀行の要請はこれを紳士的に守るという伝統が市中銀行側にあるからだといわれている。

(5) 規制の方法は、貸出残高シェア固定方式が中心であること

規制の具体的な方法は、国によって大きく相違しているが、大部分の国は、各個別銀行の基準時点における貸出残高のシェアを一応是認し、それに応じて貸出増加額の最高限度を規定している。これは、いいかえれば各個別銀行に対し、一律の貸出増加率を課する方式である。

この方式による場合には、各銀行の貸出残高シェアを固定することになり、それに伴い後述するとおり、種々の弊害が派生してくることも事実である。このような観点から、オランダにおいては、中央銀行が規制を開始するにあたって基準時点の残高の調整をなしうることとなっており、またスイス(67年の場合)においても、規制前に業容のよくなっている個別銀行に対しては、増加限度を若干上回って貸出を増加させることを認めている。さらに、オーストリアのように、負債・自己資本の伸びに応じて貸出増加額を規定している国や、フィンランド(66~67年の場合)のように預金増加額に応じて貸出増加額を規定している国もある(もともと、これらの国の場合、預貸並進の可能性があるため、両国とも必要に応じて預金増加額の一部を不胎化する措置をとっている)。

なお、規制の単位期間は、1か月ごと、四半期ごと、などと区々であるが、いずれにせよ季節性を考慮して規制率を弾力化していることが多い。

4. 規制の効果、限界および問題点

(1) 規制の効果

市中貸出規制の直接のねらいである市中銀行の

(注9) たとえば、ノルウェーにおいては、市中貸出規制違反銀行は、中央銀行借入れに際し、2%高の罰則金利を適用されることとなっている。

貸出増加抑制については、一部に規制を若干上回って貸出を増加させた事例もないではないが、罰則規定などもあるため、おおむねよく遵守されているようであり、したがって、市中貸出規制の最終的な目標たる総需要の抑制という点についても、ほとんどの国において強力な効果があると信じられている。

市中貸出規制がこのように強力な効果を有するのは、それが、伝統的金融政策手段と比較して、貸出増加を抑制するうえで速効性と確実性という二つの大きな利点^(注10)を有するからにはほかならない。つまり市中貸出規制は、伝統的政策手段のように市中銀行の準備ポジションないしは市中金利の調節というワン・クッションを使わず、直接市中銀行の貸出を規制する性格のものであるだけに、すみやかに、かつ確実に市中銀行貸出の抑制という目標を実現し、需要圧力の鎮静化のために機能するわけである。

(2) 規制の限界

市中貸出規制の効果はきわめて強力であるが、その反面大きな限界も存在する。

すなわち、第1に、市中貸出規制は伝統的な引締め措置の裏付けがなければ単独では機能しがたいことである。一方で企業の資金需要が旺盛であるのに、市中銀行の準備ポジションに余裕があり、TBなど短期市場金利が安ければ、市中貸出規制が実施されても、市中銀行の貸出は規制をくぐって増大する可能性が大きい。したがって、市中貸出規制を効果あらしめるためには、伝統的政策手段によって、あらかじめ市中銀行の準備ポジションを圧縮し、短期市場金利の上昇をはかっておくことが必要になる。

第2に、資金需要者たる企業がその資金調達先

を銀行から規制対象外機関へシフトさせたり、あるいは流動資産の現金化ないしは起債による資金調達を進めたりすれば、市中貸出規制の目的は達せられない。商業銀行以外の金融機関を規制対象に入れたり、起債規制を同時に実施したりする国が少なくないのは、このような理由によるものと考えられる。

なお、当然のことながら、市中貸出規制を実施したからといって市中貸出金利の上昇を回避するものではない。なるほど規制の当初においては従来からの金利水準を維持しつつ資金の人為的配分を行なうこともできるであろうが、実体経済面での景気鎮静化が実現しないかぎり、結局充足されない資金需要が自然と金利水準を押し上げていくであろうからである。

(3) 規制についての問題点

イ、規制の弊害

一般に市中貸出規制は、市場原理や自由競争の考え方と相いれない性格をもつといわれているが、これは市中貸出規制に対する倫理的反感だけではなく、経済的にも市中貸出規制が金融構造、経済構造にゆがみとロスを生ぜしめる弊害があることを意味している。

すなわち、まず金融市場における市場原理の利点は、金利の変動を媒介にして資金の最適配分が実現されるところにあるが、市中貸出規制のような市場のメカニズムを無視した措置をとると、資金配分が最適に行なわれるという保証がなくなる。つまり、市中銀行は超過資金需要があるため、なんらかの人為的な資金配分を行なわざるをえず、その結果、資金の最適配分、ひいては資源の最適配分にゆがみを生ぜしめることになりかねない。

次に、金融市場における自由競争の利点は、銀

(注10) スイス国民銀行ロイトピラー理事も、市中貸出規制が伝統的政策手段に比し、すみやかで(fast enough)、かつ確実な(well enough)効果を及ぼすという利点を有すると述べている。(Neue Zürcher Zeitung 紙、1966年7月9日号)

行間の競争を通じて、金利面、業務面での銀行サービスの向上が実現されるところにある。ところが市中貸出規制が行なわれた場合、一般に、貸出残高のシェアを固定し、各銀行に均一の貸出増加率を課するという方式が採られるため、個別銀行の企業努力が正当に評価されず悪平等になるという弊害を生ずる。

ロ、規制運用上の困難

このほか、市中貸出規制はその運用にあたって種々の技術的に困難な問題を生じている。たとえば、貸出増加限度の決定には客観的な基準が存在するわけではなく、多くの国において経験的に決められている。一部の国(たとえばオランダ)では市中貸出の伸びを国民所得の伸びと関連させて規制率を決定することになっているが、これと一応のメドたりえてもそれ以上のものではない。また対象金融機関の数が少なければ規制は比較的行ないやすいが、多数であると中央銀行にとって運営がむずかしくなる。さらにそれに関連して規制をどの範囲の金融機関に適用するかという問題がある。規制の対象にはいることは競争上不利な立場に立たされることになるので、政策当局としては公平と有効性という二つの観点から規制範囲を慎重に決定しなくてはならない。最後に、市中銀行が含み貸出のごとく規制の網をくぐろうと企てた場合、それを封ずることが容易でないという点も忘れられてはならない。

5. 規制に対する評価

市中貸出規制に対する評価は、国によって導入の背景も規制の内容も異なるため区々である。

たとえば、米国においては連邦準備制度当局が書簡送付にあたって、これはインフレ抑制のため有効な戦略であると述べ、また書簡撤回の際も「加盟銀行の協力によって銀行貸出(特に事業貸出)の増勢が衰えた」と言明するなど、書簡によ

る道義的説得に比較的高い評価を与えているようにみられる。この間市中銀行側は、連銀貸出窓口を通ずる市中貸出の抑制指導は、連銀貸出が「特典」(privilege)である以上、ある程度やむをえないものとしていたが、連銀当局がそれをこえて事業貸出を直接的かつ選別的に規制しようとする事に対しては、当初から批判的であった。なお、書簡の実質的効果については、一般的な金融引締めによって実体経済自体がスローダウンの過程にはいつてきたこと、その結果、資金需要も落ちてきたことなどの事情から必ずしも明らかでないが、連邦準備制度当局がインフレ抑制のため強い態度を表明したのとして金融・経済界に大きな心理的衝撃を与えたことはたしかである。

次に英国では、英蘭銀行は「ポンド危機に際しては、伝統的政策手段のみに依存せず、必要に応じ臨機応変の対策を講ずる」との基本的態度の下に、市中貸出規制をかなり重視しているようである。これに対し市中銀行側も、一般に「やむをえない」措置として是認する態度を示しているものの、民間部門の引締めと並行して、政府部門の支出もあわせて抑制するようきびしく要望している点が特に注目される。

西ドイツにおいては景気安定化法案(およびその後身としての経済安定・成長促進法案)に盛り込まれていた市中貸出規制のアイデアに対して、ブンデスバンクは、当初その統制的色彩、運用上の困難(西ドイツには各種各様の金融機関が並存し、かつ貸出内容も多岐にわたっており画一的規制がむずかしい)などに問題があることを指摘しながらも、「かかる方法によって中央銀行の労苦が軽減され、かつ引締め効果の浸透に要する時間が短縮されるならば結構なことである」と、いわば消極的賛成の態度を示していた。しかし、規制発動の前提条件として政府の授權を要する旨の条文が挿入されるや、このような方法は中央銀行の独

立性を侵害するおそれがあるとして強力に反対した。この間市中金融機関側は、インフレ圧力抑制のためには、むしろその元兇である連邦および地方政府の財政支出を押えることが肝要との立場から、規制発動に際しては同時に連邦・地方政府の借入れ規制を行なうことを強力に主張した。

フランスにおいては、フランス銀行が市中貸出規制はインフレ対策としてきわめて有効であり、また市中信用の健全化に役立つと高く評価しているのに対し、市中銀行からは、設備投資の促進を妨げるとの批判、あるいは、実施期間の前に貸出を抑制した銀行に不利になるとの不満が出ている。

これに対してオランダ銀行は、オランダにとっては市中貸出規制が最も有効な金融政策手段であるとしており、一方市中銀行も、国家的見地から実施され、事前の相談があり、かつ公平に運用されるならば、市中貸出規制が最も適当な政策手段であるとしている。

スイス国民銀行は、特にスイスにおいては国際短資の影響が大きいだけに、市中貸出規制のような手段がきわめて有効であり、これまでの実績からみて継続的に実施していくことが望ましいとしている。しかし、これに対して市中銀行側では、「金融メカニズムに反し自由競争の原理をゆがめる」と市中貸出規制を恒久的に法制化することには反対の意向を表明している。

このように、市中貸出規制は、各国の関係者にいろいろの受取り方をされており、一定の評価が確立しているわけではない。しかし基本的には、伝統的金融政策手段では引締め効果がじゅうぶんできなかったり、時間がかかりすぎしかも不確実で

あるため、あるいは金融市場に大きな混乱をひき起こしたり、国際短資の悪影響をこうむったりするおそれがあるため、必要に迫られて市中貸出規制を行なわざるをえなくなった事情は一般に了解されているといえよう。ただ、この場合、それぞれの国の状況に応じて市中貸出規制発動によって得られる引締め効果(特にその速効性と確実性)というプラスの面と、これに伴って生ずる種々の問題点(とりわけ規制のもたらす弊害)のマイナス面とのバランスを考慮のうえ^(注11)、中央銀行はこれを運営し、市中銀行はこれに協力しているわけである。

現在、欧米諸国はわが国とは景気のサイクルが逆であり、一部の国を除いて総じて景況は停滞を脱し切っていないといってよい。したがって、金融引締め的手段である市中貸出規制は最近多くの国で解除されており、いま実施中の国はオーストリア、ノルウェー、フィンランドなど、特殊な事情がある一部の小国にすぎない。しかし以上のような政策環境を考慮に入れると、今後欧米諸国の景況が過熱化し、金融引締めが必要とされるような事態になれば、再び市中貸出規制が金融政策の重要な一手段として導入される可能性が強い。

もとより市中貸出規制は、市場経済、自由経済を基盤として運営されている金融界に、直接統制的方式を持ち込むものだけに弊害も大きい。しかし最近の欧米諸国の実例からみるかぎり、それが一時的、一回限りの措置ではなく、伝統的政策手段を補完するものとして、制度的にしだいに定着しつつあることは、否定しがたい事実のように思われる^(注12)。

(注11) カナダの金融制度調査会報告は、この点をはっきりと打ち出している。「直接的な手段を広く採用すると、金融制度にゆがみを生じ、その効率が低下し、さらにその影響を回避しようとする動きが広まるかもしれない。この直接的な方策の有効性は、その不公正であること、長い間害が残ることを勘案のうえ、割り引かれなければならない。」

(注12) 後進国においては、市場経済、自由経済の発達が遅れているため、金融市場を通ずる政策運営がきわめてむずかしく、市中貸出規制を含む種々の統制的政策が日常化している。後進国の市中貸出規制についての議論は別の機会にゆずりたい。

(付 表)

欧 米 諸 国 の 市 中

国 別	実 施 期 間	運 営 主 体	規 制 の 根 拠	規 制 の 対 象
米 国	1966年 9月～ 1966年12月	連邦準備制度	①各連邦準備銀行総裁から、加盟銀行頭取にあてた1966年 9月 1日付け書簡 ②連邦準備制度理事会 規程 A(連邦準備銀行の貸付および割引に関する規程)	連邦準備制度加盟銀行の事業貸出
英 国	1965年 5月～ 1967年 4月 (ただし、ロンドン手形交換所加盟銀行、スコットランド系銀行以外の金融機関については引き続き実施中)	英 蘭 銀 行	英蘭銀行総裁から、ロンドン手形交換所加盟銀行委員会議長をはじめとする市中金融機関代表者にあてた書簡およびこれに対する返答書 (参考) 英蘭銀行は、英蘭銀行法による指示権を有するが、これを発動することなく、上記の紳士協定にたっている。	スコットランド系銀行、マーチャント・バンク、オーバーシーズ・バンク、引受商社、割引商社および外国銀行の対民間ポンド建て貸出(貸付、手形の引受・買取を含む)
西 ド イ ツ	昨年「景気安定化法」案として国会で審議されたがその後廃案になったもの。 (参考) 同法に基づき市中貸出規制が発動される場合、規制期間は最長1年、ただし1年延長可。	中央銀行理事会 (出席者の%以上の多数決を要する)	ブンデスバンク法(景気安定化法によってブンデスバンク法を改正する)	金融機関の非金融機関向け貸出および有価証券投資(貸出の種類・期間、有価証券の種類、金融機関のグループに応じて、ブンデスバンクは格差を設けることができる) (対外貸付、保有外国有価証券を含む)
フ ラ ン ス	1963年 2月～ 1965年 6月	国家信用理事会の決定に基づき、フランス銀行が実施。	フランス銀行総裁からフランス銀行協会会長にあてた書簡	全金融機関の全貸出

貸 出 規 制 一 覧

規 制 の 内 容	罰則規定等の強制力	選 択 的 調 節	そ の 他
<p>事業貸出増加率の抑制 「事業貸出(注)を、通貨・信用全体のモダレートな増加テンポの枠内でより穏やかな率で増加させることが国民経済全体の利益に沿うものである。」 (注) 事業貸出(business loans)は商工業者に対する貸出で、抵当貸付、消費者信用などを含む総貸出中に占める割合は44%(1966年末現在)。</p>	<p>連銀貸出窓口における配慮 「規制に協力する銀行が、より長い期間にわたって連銀貸出を必要とするかもしれないことは承知している。」</p>	<p>書簡は、貸出全体の中で、増加の著しい事業貸出について特に抑制するよう求めている。</p>	<p>9月1日付け書簡は、いうまでもなく漠然としたもので、明確な市中貸出規制の制度が確立しているわけではない。</p>
<p>規制対象の貸出の増加を、1965年3月17日現在の貸出残高の5%以内に維持すること。</p>	<p>別段の定めなし(1か月ごとに報告を徴求)。</p>	<p>輸出関連貸出を最優遇すべく旨付言。 1966年11月1日優遇対象に、製造業・農業の生産的投資および労働配置転換に資する家屋購入のためのつなぎ融資を追加。 1967年2月6日優遇対象に住宅建築融資を追加。</p>	<p>保険会社、年金基金、住宅組合および金融商社に対しては、別途「同趣旨に協力するよう」求めた。</p>
<p>規制対象の貸出および有価証券残高を一定限度の中に収める。ただし、限度は、基準時点の残高以下であってはならない。</p>	<p>規制限度を超過した金融機関は、超過金額を最長1年間、 Bundesbank の無利息別口預金勘定に積み立てなければならない。同預金は準備預金に算入されない。</p>		<p>規制発動は、伝統的政策手段によって通貨価値を擁護することが困難な場合に限られる。</p>
<p>○1963年2月末の貸出残高を基準に、貸出の増加を次の限度内に収める。(四半期ごと) 63.5末 4% 63.8末 5% 63.11〃 7.5〃 64.2〃 10〃 ○1964年2月末の貸出残高を基準に、貸出の増加を次の限度内に収める。(四半期ごと) 64.6末 3% 64.9末 4.5% ○1964年9月末の貸出残高を基準に、貸出の増加を次の限度内に収める。(1か月ごと) 64.10末 1% 64.11末 2% 64.12〃 5〃 65.1〃 4.5〃 65.2〃 5〃 65.3〃 6〃 65.4〃 7〃 65.5〃 8〃 65.6〃 9.5〃 (参考) 増加率は、年率を定めたるえ、それを、季節性を考慮して四半期または各月に配分したもの。</p>	<p>規制限度を超過した金融機関は、超過額に応じて、フランス銀行再割引限度額の削減を受ける。</p>		<p>貸出増加率は過去の経験から年率10~12%と決定された。</p>

国別	実施期間	運営主体	規制の根拠	規制の対象
イタリア	1963年9月～ 1964年7月	イタリア銀行	イタリア銀行総裁が市中銀行首脳と会合して行なった「道義的説得」	全貸出(穀物ストックのための制度金融を除く)
オランダ	I 1963年8月～ 1967年6月	オランダ中央銀行	信用制度管理法(1956年6月21日制定)に基づいて、オランダ中央銀行と、商業銀行・農業銀行の代表者との間に結ばれる協定	商業銀行および農業銀行の国内私企業向け短期(2年未満)貸出
	II 1965年5月～ 1967年6月	同上	信用制度管理法に基づくオランダ中央銀行の勧告	商業銀行および農業銀行の長期資産(政府貸付金、国内有価証券、アムステルダムに上場されているギルダー建て外債、1年以上の地方公共団体向け貸出、2年以上の国内私企業向け貸出、資本参加、不動産等)
ベルギー	1964年1月～ 1965年7月 1966年5月～ 1967年6月	国民銀行	国民銀行の口頭の要請	全金融機関の全貸出(67年の場合、規制対象から政府保証がある設備資金などを除外)

規 制 の 内 容	罰則規定等の強制力	選 択 的 調 節	そ の 他
貸出増加率を年率12%内に収める。	中央銀行貸出の面で配慮が加えられていると考えられる。		1963年5月EEC委員会委員長が、イタリア政府に対し、インフレ対策としての市中貸出規制を採用するよう勧告した経緯がある。
<p>○1963年上半期における対象貸出の月末残高平均を基準とし(個別銀行の申請により調整しうる)、貸出の増加率を次の限度内に収める。(1か月ごと)</p> <p>63.12末 108 % 64.12〃 118 〃 65.12〃 129 〃 66.6〃 133.5〃</p> <p>(参考) 増加限度は年率を定め、季節性を考慮して、それを各月に配分したもの。</p> <p>○1967年1～4月の間、対象貸出の増加率は1965年第四半期における貸出の月末残高平均の4%内に収める。</p>	<p>商業銀行、農業銀行全体としての過去3か月間の貸出月末残高平均が、当該3か月間の貸出限度平均を超過した場合、限度超過の個別銀行は、当該3か月の最後の月の翌々月中央から1か月間、中央銀行に無利息預金を積立なければならない。積立額は、限度超過額相当額とするが、超過額が50万ギルダー以下ならばゼロ、50万～2百万ギルダーの場合もしくは2百万ギルダー超であっても超過額が限度額の2%以内であれば50%でよい。積立では1か月の平積で行なえばよい。</p> <p>(注) 罰則規定は1966年6月29日から一部厳格化し、中央銀行が、積立額増額、常時積立での指示を行なうことになった。</p>		<p>貸出増加率最高限度の算定方式は次のとおり。</p> <p>1964年の場合、年間国民所得増65億ギルダー、これに要する通貨供給増10億ギルダーと想定、これから政府供給予定分を差引いた5億ギルダーを市中金融機関が負担するという前提から、基準時貸出残高50億ギルダーに対し、年間10%の貸出増加が望ましいと判断したものの。</p>
対象長期資産残高は、長期負債(資本金、準備金、2年以上の定期預金等)の残高をこえてはならない。	長期資産規制に対しては罰則規定なし。		
<p>○1963年末貸出残高を基準とし、1964年末の貸出残高を10%増以内に押える。</p> <p>○1965年末貸出残高を基準とし、1966年6月末の貸出残高を6%増以内に、同12月末残高を12%増以内に、1967年6月末残高を18%増以内に押える。</p>	規制に違反した場合、中央銀行借入に際し不利となるものとみられる。	消費・建設向け貸出を抑制し、設備投資のための需資を優遇すべき旨のコメントが付されている(64年の場合、66年もほぼ同趣旨)。	

国別	実施期間	運営主体	規制の根拠	規制の対象
ス イ ス	I 1962年3月～ 1964年5月	スイス国民銀行	信用膨張抑制に関する紳士協定	国内向け全貸出 (貸出の内訳項目別に格差を付与 しうる) 対象金融機関は、「協定」では協 定締約銀行のみ、「景気抑制法」 では、資産総額1千万フラン以上 の全金融機関(投資信託会社等 を含む)、「国民銀行法」改正案では 全銀行(貯蓄銀行を含む)とする。
	II 1964年5月～ 1966年12月	同 上	景気抑制法	
	III 1967年1月～ 1967年9月	同 上	紳士協定	
	IV 現在、「スイス 国民銀行法」改 正案として検討 中のもの	同 上	スイス国民銀行法	
オ ー ス ト リ ア	1957年4月以降	大蔵大臣	大蔵大臣と各種金融機関の代表団 体との間に結ばれる協約(国民銀 行の同意を要する)	全金融機関(建築貯蓄銀行、郵便 貯金局等の特殊金融機関および総 資産3千万シリング以下の小規模 金融機関を除く)におけるシリン グ建て当座貸越、手形割引、担保 貸付等(政府貸付金、金融機関間 信用も含まれるが、政府保証によ る輸出金融、一部の農産物集荷・ 貯蔵資金その他大蔵大臣の指定す る貸出は除外される)

規 制 の 内 容				罰則規定等の強制力	選 択 的 調 節	そ の 他																																										
<p>○Ⅰ、Ⅱの場合</p> <p>基準期間の増加額に対し、当該期間の増加額を一定の比率内に収める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用期間</th> <th>基 準</th> <th>一般貸付</th> <th>抵当貸付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62.4~12</td> <td>60、61年の高い方の増加額 <small>(ただし62.4~12月間の月中増加額は61年末貸出残高の0.5%以内に押えること)</small></td> <td>65%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>63.1~12</td> <td>62年の増加額</td> <td>82</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>64.1~12</td> <td>63 〃</td> <td>79</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>65.1~12</td> <td>64 〃</td> <td>79</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>66.1~12</td> <td>65 〃</td> <td>79</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>				適用期間	基 準	一般貸付	抵当貸付	62.4~12	60、61年の高い方の増加額 <small>(ただし62.4~12月間の月中増加額は61年末貸出残高の0.5%以内に押えること)</small>	65%	85%	63.1~12	62年の増加額	82	107	64.1~12	63 〃	79	108	65.1~12	64 〃	79	120	66.1~12	65 〃	79	130	<p>規制限度を超過した金融機関は、超過額相当額を国民銀行に預入しなければならない。「国民銀行法」改正案によれば、預入期間は、貸出額が規制率の範囲内に収まるまでとし、かつ最短3か月とする。</p>	<p>規制比率からみて抵当貸付が優遇されていると考えられる。(Ⅰ、Ⅱの場合)</p>	<p>「国民銀行法」改正案では、規制発動の条件を、他の手段では目的達成に不十分と認められる場合に限っている。また同改正案では、規制率はその年における実質国民所得の予想成長率を下回ってはならないとされている。</p>																		
適用期間	基 準	一般貸付	抵当貸付																																													
62.4~12	60、61年の高い方の増加額 <small>(ただし62.4~12月間の月中増加額は61年末貸出残高の0.5%以内に押えること)</small>	65%	85%																																													
63.1~12	62年の増加額	82	107																																													
64.1~12	63 〃	79	108																																													
65.1~12	64 〃	79	120																																													
66.1~12	65 〃	79	130																																													
<p>○Ⅲの場合</p> <p>1966年末貸出残高を基準とし、1967年の増加額を7%以内に押える。ただし66年の貸出増加額が65年末残高の8%を超過し、かつ67年中、増加額を上記規制枠内に収めないと見られる銀行は、67年の増加額を66年の増加額の90%以内に押えること。</p> <p>○Ⅳの場合</p> <p>「国民銀行法」改正案では、基準貸出残高に対する年間貸出増加率を規制することになっている。</p>																																																
<p>規制対象の貸出残高を、同月末の自己資本ならびに負債に対して一定比率を乗じた額の合計額の枠内に収める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対 象 金 融 機 関</th> <th>対負債比率</th> <th>対自己資本比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般銀行</td> <td>70%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯蓄銀行</td> <td>貯蓄勘定</td> <td>67</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>48</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貯蓄中央銀行</td> <td>貯蓄銀行に対する債務</td> <td>30</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>土地抵当銀行</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>工業信用組合</td> <td>65</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>同上中央機関</td> <td>60</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>農業信用組合</td> <td>65</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>同上中央機関</td> <td>60</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">信用組合中央機関</td> <td>農信組、工信組各中央機関に対する債務</td> <td>60</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>				対 象 金 融 機 関	対負債比率	対自己資本比率	一般銀行	70%	75%	貯蓄銀行	貯蓄勘定	67	75	その他	48	75	貯蓄中央銀行	貯蓄銀行に対する債務	30	75	その他	70	75	土地抵当銀行	70	75	工業信用組合	65	75	同上中央機関	60	75	農業信用組合	65	75	同上中央機関	60	75	信用組合中央機関	農信組、工信組各中央機関に対する債務	60	75	その他	70	75	<p>規制限度を超過した金融機関は、次の3か月以内に限度内に収める必要があり、3か月経過後も超過している場合は、超過額に対し公定歩合と同率の罰金を支払わなければならない。</p>	<p>国民経済的にみて適切でない不要不急貸出(買占め資金、投機目的の資金、不健全な消費資金等)を自粛するよう協定にうたわれているが、貸出内容を実際に審査することはない。</p>	<p>1962年2月~1963年9月の期間、増加流動性の不胎化をねらいとして一定時点以降に増加した負債についてのみ、特別に低率の対負債比率を課したことがある。</p>
対 象 金 融 機 関	対負債比率	対自己資本比率																																														
	一般銀行	70%	75%																																													
貯蓄銀行	貯蓄勘定	67	75																																													
	その他	48	75																																													
貯蓄中央銀行	貯蓄銀行に対する債務	30	75																																													
	その他	70	75																																													
土地抵当銀行	70	75																																														
工業信用組合	65	75																																														
同上中央機関	60	75																																														
農業信用組合	65	75																																														
同上中央機関	60	75																																														
信用組合中央機関	農信組、工信組各中央機関に対する債務	60	75																																													
	その他	70	75																																													

国別	実施期間	運営主体	規制の根拠	規制の対象
ノルウェー	1951年1月以降	ノルウェー銀行	大蔵省白書に基づきノルウェー銀行が銀行等に於て送付する回章	商業銀行、貯蓄銀行の貸出
フィンランド	1965年4月以降	フィンランド銀行	フィンランド銀行の勧告	全銀行の全貸出

規 制 の 内 容	罰則規定等の強制力	選 択 的 調 節	そ の 他								
<p>○1966年の場合、貸出を毎月末、対前年同月末比6～6.5%(商業銀行)または6.5～7%(貯蓄銀行)以上増加させてはならない。</p> <p>○1967年の場合、商業銀行は全体として年間貸出増加額を700百万クローネ以内に、また貯蓄銀行は全体として550百万クローネ以内に押える。</p> <p>商業銀行、貯蓄銀行内での配分方法は不詳。</p>	<p>1965年末までは特別準備金の積立ておよび中央銀行借入れに対する2%高の罰則金利適用(1964年以降)。</p>	<p>1965年末までは、たとえば造船向け貸出優遇のごとき措置が行なわれた。</p>	<p>1965年6月25日の通貨信用法の中に、貸出規制が法定されたが、銀行、生保等主要金融機関は対象から除外されている。</p>								
<p>○1964年末貸出残高を基準に、貸出の増加率を次の限度内に収める。</p> <table border="0" data-bbox="110 719 438 776"> <tr> <td>65.10末</td> <td>9%</td> <td>65.12末</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>66.4</td> <td>13</td> <td>66.10</td> <td>15</td> </tr> </table> <p>必要に応じて期間および規制率が変更されている。</p> <p>○66年5～10月の間、中央銀行再割引限度を遵守した銀行は66年11月～67年6月の貸出増加額を当該期間中の預金増加額の範囲内に収めること。</p> <p>○66年11月以降の場合</p> <p>再割引限度を0～25%超過した銀行は、67年6月末までに再割引残高を限度内に収めるよう貸出を自粛すること。</p> <p>再割引限度を25%以上超過した銀行は、67年1月末までに再割引残高を限度の25%増内に、また67年6月末までに限度内に収めるよう貸出を自粛すること。</p>	65.10末	9%	65.12末	6%	66.4	13	66.10	15	<p>フィンランド銀行は、貸出増加を限度内に抑えた銀行に対して特定期間に限って公定歩合を下回る再割引レートを適用したり、再割引残高が限度額以下である銀行に対しては貸出規制を行わないなどの優遇措置をとった。</p>	<p>短期生産金融、輸出金融を重視し、消費・輸入関連資金融資を自粛・抑制するよう勧告がなされている。</p>	<p>1966年11月～1967年6月の間、貸出規制を補完するため、預金増加額の一部を中央銀行預け金として不胎化させる措置をとっている。</p>
65.10末	9%	65.12末	6%								
66.4	13	66.10	15								